

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会
会 長 森 田 明

個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 28 年 7 月 22 日付け葉公施第 114 号で諮問のありました、総務省通知に基づき、葉山町公共施設等総合管理計画を平成 28 年度中に策定するにあたり、葉山町が保有する住民基本台帳から無作為抽出による 1500 人分の住所及び氏名、同じく全町民の住所、性別、生年月日及び転出入に係る前後住所を町業務委託業者へ提供すること及び上記提供について本人への通知を省略することについて、次のとおり答申します。

1 答申

諮問にかかる個人情報の提供及び本人への通知の省略は、適当と認める。

なお、「全町民の住所、性別、生年月日及び転出入に係る前後住所」については、町業務委託業者に対し特に慎重な取扱いを求め、不要となった時点で確実に返還あるいは廃棄されることを確認すべきである。

2 理由

(1) 提供の目的

本件は、公共施設等の総合的な管理の推進を求める総務省の一連の通知等（平成 26 年 4 月 22 日付総財務第 74 号総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」、同日付総財務第 75 号総務省自治財政局財務調査課長通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」及び同日付総務省指針「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」）に基づき、葉山町の公共施設等総合管理計画を平成 28 年度中に策定するために町民の個人情報を町業務委託業者へ提供するものであり、その目的は正当と言える。

(2) 必要性

まず、葉山町が公共施設等総合管理計画を策定するにあたって、この分野に知識と経験を有する業者に同計画策定の基礎となる調査業務を委託することには必要性及び合理性が認められる。

葉山町が保有する住民基本台帳から無作為抽出による 1500 人分の住所及び氏名を提供することについては、町民が今後の公共施設等のあり方等についてどう考えているのか把握するためのアンケート用紙を送付するために用いるとのことであるが、町業務委託業者がこうしたアンケートを実施することは適切であり、その人数を 1500 人と設定することにも合理性が認められるから、その住所及び氏名の提供は必要と認められる。

次に、全町民の住所、性別、生年月日及び転出入に係る前後住所を町業務委託業者へ提供することについては、公共施設等の利用需要を、町の人口の現状、人口推移及び将来人口推計から分析するために用いるとのことであるが、これは公共施設等管理計画を策定する上で必要なものと認められる。

(3) 提供方法等

提供方法に関しては、「1500人分の住所及び氏名」については、住民基本台帳から無作為抽出し、宛名シールを作成、町業務委託業者へ手渡しするということであり、他の目的には利用しにくい方法であり、妥当と認められる。「全町民の住所、性別、生年月日及び転出入に係る前後住所」については、住民基本台帳から抽出し、電子データを町業務委託業者へ手渡しすることであるが、公共施設等の利用需要を、町の人口の現状、人口推移及び将来人口推計から分析するという目的からすれば、電子データの形で提供することは合理性及び必要性がある。

また、町業務委託業者は本件と同種の業務を数多く受託しており、個人情報の管理に関しては、個人情報保護方針を定める等の取組がされ、財団法人日本情報処理開発協会からPマークを付与されている。本件業務についても適正管理措置を具体的に示している。

よって、提供方法及び提供先に関して、個人情報保護の観点から必要な対応はとられていると認められる。

(4) 本人への通知の省略について

本件提供の目的、提供すべき情報の内容、対象となる本人が多数に上ること等に鑑み、本人への通知を省略することが適当であると認める。

(5) 当審査会の判断

以上に述べたように本件諮問にかかる個人情報の提供及び本人への通知の省略は、適当と認める。

ただし、「全町民の住所、性別、生年月日及び転出入に係る前後住所」については、①全町民の情報であること、②氏名は除くとしても他の情報により個人識別性は相当程度認められること、③転出入に係る前後住所は、単なる個人識別のための情報を超えた比較的要保護性の高い属性情報であること、④電子データの形で渡すことから、町業務委託業者に対して特に慎重な取扱いを求め、不要となった時点で、確実に返還あるいは廃棄されることを確認すべきである。